

## 仕様書

1. 件名：ストロンチウム分析装置の移設

2. 数量： 1式

3. 目的：

放射性核種による体内汚染を生じた患者に対し、迅速かつ確実な線量評価を行うことは、我が国の被ばく医療機関の中核となる基幹高度被ばく医療センターに指定された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「量研」という。）の重要な責務の一つである。原子力災害医療機能を維持するため、新たに放射線計測等の線量評価及び被ばく医療関連業務を実施するために必要となるインフラの整備を行う。

上記の目的を達成するため、プルトニウムに代表されるアクチノイド核種、セシウム等の核分裂生成核種等による内部被ばく線量評価のため、既設のストロンチウム分析装置を新たに建設する高度被ばく医療支援棟（仮称）へ安全に移設し、早急に測定・定量に供するようにする。

4. 移設作業実施場所：

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

移転元：第3研究棟 1階 緊急被ばく医療施設 放射能測定室

移転先：高度被ばく医療支援棟（仮称）2階

5. 履行期限： 令和 3年 3月31日（水）

作業実施日は、契約締結後、機器移設の適切な日程について量研と打合せの上決定する。当該機器の移設は、高度被ばく医療支援棟（仮称）竣工以前に実施されるため、安全確保上の理由で、移送作業中に装置を毀損する恐れのある場合、就業時間後及び土日等で日程を調整できるものとする。

6. 仕様

当該装置に係る移設作業は、以下に示す作業を実施することとする。

6.1. 作業範囲

- ①移転元作業場所の養生
- ②当該装置及び付属品の移転先への搬出・搬入・設置
- ③移設する当該装置の転倒防止や耐荷重を考慮した据付調整
- ④各装置の放射線検出器：性能検査及び校正
- ⑤各装置の放射線検出器及び周辺機器の動作確認
- ⑥養生資材等不要物品の撤去及び清掃

## 6.2. 移設する機器

### ①ストロンチウム分析装置（別紙1参照）

1 式

構成は以下の通りである。

- ストロンチウム分析装置 1 台
- データ収集装置 1 台
- 設置台 1 台

### ②資産番号：H30SN00634

### ③設置場所：第3研究棟 1階 緊急被ばく医療施設 放射能測定室

## 6.3. 移設作業に係る留意事項

本作業を実施するにあたっては、以下の事項に十分な留意を払うこと。

- 本装置移設時に、当該装置及び周辺に設置された機器等を破損しないよう、十分に配慮して移設すること。
- 移設先における当該装置の設置場所及び配置について、量研の指示に従うこと。
- 当該装置据付調整後、正常に使用可能な状態とすること。
- 当該機器の移設及び据付調整において変更の必要が生じた場合、変更の前に必ず受注者と量研の間でその都度決定し、決定事項を議事録等で確認後に対応することとする。

## 7. 本件の受注に必要な条件

放射線管理区域における重量物の搬出入を伴うため、作業に従事する者は放射線業務従事者であること。

## 8. 支給品

本作業において支給する物品等はない。

## 9. 提出書類

- ①作業工程表 2 部
- ②KY/TBMシート 2 部
- ③作業報告書 2 部
- ④その他必要と認める書類（議事録等） 2 部

## 10. 検査条件

本仕様書に定める作業の完了後、量研職員の立合いの下で動作試験を実施し、正常な動作の確認を行うとともに、上記の「8. 提出書類」が必要部数提出されていることの確認をもって検査とする。

## 11. その他

受注者は、本件において不明な点が生じた場合には遅滞なく報告し、量研との協議を行い、その決定に従うこと。協議の結果について、議事録を作成し、量研の確認を受けた後、量研及び受注者で共有する。

## 12. 特記事項

- ①受注者は量研が放射線に関する研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、量研の規程等を遵守するとともに安全性に配慮して作業を実施しうる能力を有するものを従事させることとする。
- ②受注者は作業を実施することにより取得した当該作業に関するすべての資料及び情報を量研の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により量研の承認を受けた場合はこの限りではない。
- ③受注者は本作業の実施に当たって、量研の所内規程や関係法令を遵守し、量研が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- ④本作業の作業計画に際し、綿密かつ無理のない工程を組み、作業の安全確保を最優先とすること。
- ⑤異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動するものとする。
- ⑥受注者は、従事者に関して、労基法、労安法その他労働法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- ⑦受注者は、対象となる機器の搬出・搬入・設置にあたっては必要な養生を実施し、量研の建物、設備及び対象となる機器を破損しないこと。破損が生じた場合、受注者の責任において無償で速やかに原状に復すること。
- ⑧受注者は、本件にかかわらない設備等に対して誤って作業を行った場合、速やかに量研の担当者に報告し、担当者の指示に従い、無償にて元の状態に修理・補修することとする。

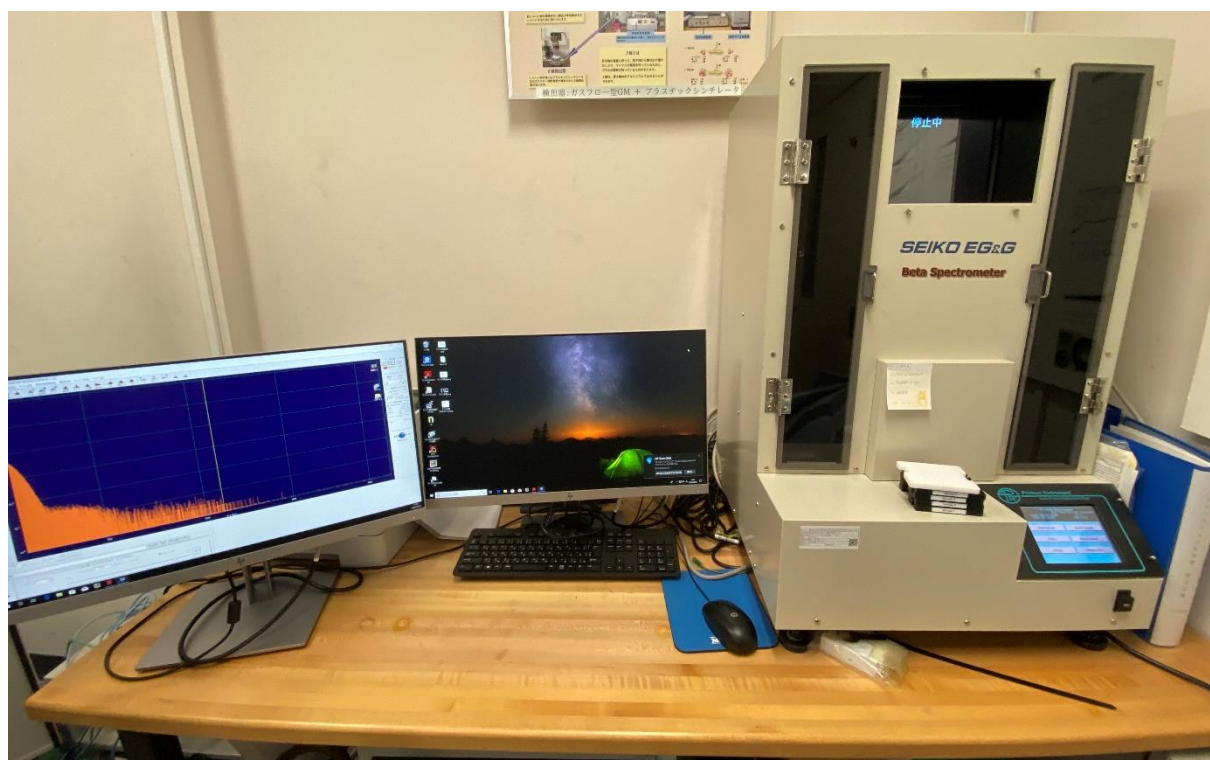
## 13. グリーン購入法の推進

- ①本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用することが望ましい。
- ②本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

（要求者）

部課（室）名：計測・線量評価部  
物理線量評価グループ  
氏 名：金 ウンジュ

別紙 1



ストロンチウム分析装置 1 式